

四街道市環境基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領（以下「実施要領」という。）は、令和6年度を計画初年度とする、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための計画となる「（仮称）第3次四街道市環境基本計画」の策定にあたっては、本市の抱える課題の整理・分析、現計画の検証等、社会情勢を踏まえた数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であることから、計画の策定業務に関する知識、技術、経験を有する事業者には業務を委託するために実施する、「環境基本計画策定業務委託」に係る最優先受託候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2. 委託業務の概要

本業務の内容については、次の各項に掲げるもののほか、別添「四街道市環境基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

- (1) 委託業務名 四街道市環境基本計画策定業務委託
- (2) 業務履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月31日まで
- (3) 委託限度額 9,372,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
〈各年度の支払い限度額〉 令和4年度：4,950,000円
令和5年度：4,422,000円
- (4) 委託等の場所 四街道市全域

3. 選定方法

最優先受託候補者の選定については、公募型企画提案方式（プロポーザル）とし、書類審査（第1次審査）を実施後、プレゼンテーション審査（第2次審査）を実施して決定します。プレゼンテーション審査（第2次審査）の時間、場所は書類審査（第1次審査）後にお知らせします。受託候補者のプレゼンテーション審査（第2次審査）の時間は、40分を予定しています。（説明30分、質疑応答10分）

4. 参加資格

参加者は、法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

- (1) 直近10年以内に市区町村の環境基本計画策定に関する業務を受託し、完了した実績があること。
- (2) 四街道市の入札参加資格者名簿に掲載されていること。または、令和4年10月11日までに四街道市の入札参加資格を有する見込みがあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く)、または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

- (5) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成23年4月1日施行)に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 四街道市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条各号に規定する者でないこと、及び第9条に規定する措置の対象でないこと。

5. 失格要件

参加申込書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格または審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格の要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- (3) 参加申込書または企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 参加申込書を提出後、企画提案提出書の提出期間内に書類が提出されなかったとき。
- (5) 受託候補者が不渡手形または不渡小切手を出したとき。
- (6) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき。

6. 様式一覧

- (1) 参加申込書(様式1)

※代表者以外の名義で申請する場合は、委任状(任意様式)を添付

- (2) 質問書(様式2)
- (3) 企画提案提出書(様式3)
- (4) 業務実績書(様式4)
- (5) スタッフ等体制調書(様式5)
- (6) 事業費見積書(様式6)

7. 企画提案書類

次の(1)から(5)をもって、企画提案書類(一式)とします。

なお、(1)の次に目次を作成し、ページ番号を付したうえで、(2)から(5)の順に綴じてください。

※(1)から(5)については、A4判に調製してください。ただし、図表等については、A3判も可としますが、この場合はA4サイズに折り込んでください。

- (1) 企画提案提出書(様式3)
必要事項を記載してください。
- (2) 業務実績書(様式4)

直近10年以内の受託候補者の他自治体における同種(環境基本計画策定業務)の実績を記

載してください。

※代表的な成果品（環境基本計画等）を併せて提出してください。（概要版でも可）

また、その作成の視点や工夫した点を記載して提出してください。（任意様式）

(3) スタッフ等体制調書（様式5）

総括責任者・主任技術者・担当者その他スタッフの氏名、経歴、資格、所属部門等必要事項を記載してください。また、それぞれのスタッフが携わった代表的な実績や現在の手持ち業務の状況を必ず記載してください。

(4) 事業者概要書（任意様式※「8. 受託者選定までの流れについて へ 選定基準」に沿って作成してください。）

様式等は任意ですが、受託候補者の経歴、組織体制、概要を記載してください。

組織体制については、本業務の組織体制と環境基本計画策定業務等、本業務に精通した専門的な部門の有無についても記載してください。

(5) 企画提案書（一部を除き任意様式※「8. 受託者選定までの流れについて へ 選定基準」に沿って作成してください。）

「実施要領」及び「仕様書」に則り、1社1案として、次の項目に従い基本的な考え方を簡潔に記載してください。

また、原則として企画提案書は30頁以内としてください。

① 企画提案

(ア) 本業務受託に当たっての基本的な考え方

(イ) 本市の特色、課題、課題に対する対応（環境問題に関する対応を含む）

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 仕様書「4. 業務内容（令和4年度）」及び「5. 業務内容（令和5年度）」に掲げる項目についての実施方策と考え方

(オ) 提案の特徴

② その他独自の提案事項

③ 事業費見積書（様式6）

(6) その他

パンフレット、論文等、貴社のPRになるもの等がある場合は別冊で提出してください。

8. 受託者選定までの流れについて

イ 受託者選定までの予定スケジュール

スケジュール	日時	提出書類
プロポーザル募集開始	令和4年8月23日（火）	-
プロポーザル参加申込	令和4年9月8日（木）	参加申込書（様式1）
質問書受付期限	令和4年9月8日（木）12時まで	質問書（様式2）
質問の回答	令和4年9月14日（水）12時まで	-
企画書等の提出期限	令和4年9月22日（木）	企画提案書類（一式） （様式3～6を含む）

書類審査の結果通知 (第1次審査)	令和4年9月30日(金)	-
プレゼンテーション審査 (第2次審査)	令和4年10月11日(火)	-
選定結果の通知(公表)	令和4年10月12日(水)	-
契約事務	令和4年10月中旬以降	-

※日程についてはあくまで予定であり、都合により変更となる場合があります。

※書類審査(第1次審査)の結果はメール等にて通知します。

※プレゼンテーション審査(第2次審査)の開始時間や場所等は後日メールにてご連絡します。

ロ プロポーザル参加申込

令和4年9月8日(木) 17時15分までに、参加申込書(様式1)を四街道市役所環境政策課宛てに郵送または持参してください。

※持参の場合は、9時から17時15分まで。(ただし、土曜・日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合は、上記提出期限必着。

ハ 本プロポーザルに関する質問

実施要領や仕様書の内容等に質問がある場合は、質問書(様式2)を四街道市役所環境政策課宛てに提出することができます。

- (1) 受付期限 令和4年9月8日(木) 12時
- (2) 提出方法 四街道市役所環境政策課宛てメール(ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp)で質問書(様式2)を提出し、メール送信後、環境政策課担当宛てに電話(番号:043-421-6131)によりご連絡ください。
- (3) 回答方法 令和4年9月14日(水) 12時までに、質問者を伏せた上で、質問に対する回答をメールで企画提案書の提出意思のある受託候補者全員に送付します。

ニ 企画提案書類提出

プロポーザル参加申込を行った受託候補者は、次のとおり企画提案書類を提出するものとします。

- (1) 提出書類 「7. 企画提案書類」 15部(原本1部、副本14部提出)
- (2) 提出期限 令和4年9月22日(木) 17時15分
- (3) 提出方法 郵送または持参。
持参の場合は、9時から17時15分まで。(ただし、土曜・日曜日、祝日を除く)
郵送の場合は、上記提出期限までに必着。
- (4) 提出場所 四街道市役所環境経済部環境政策課環境政策係
〒284-8555千葉県四街道市鹿渡無番地
TEL 043-421-6131 担当:菅谷、谷口

- (5) 注意事項 期限を過ぎての提出は無効とします。
- (6) 参加辞退 参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出してください。以後、辞退により受託候補者が不利益な扱いを受けることはありません。

ホ 選定審査

書類審査（第1次審査）及びプレゼンテーション審査（第2次審査）は、「へ 選定基準」に基づき、四街道市環境基本計画策定業務委託受託者選定委員会が行います。

選定結果に関する異議の申し立ては受理しません。

(1) 書類審査（第1次審査）

市は、提出された企画提案書の書類審査（第1次審査）を行い、上位3社を選定します。選定結果は、企画提案書を提出した受託候補者全員に通知します。

(2) プレゼンテーション審査（第2次審査）

市は、書類審査（第1次審査）にて選定された上位3社の中から、企画提案書をもとに以下のとおりプレゼンテーション審査（第2次審査）を行い、最優先受託候補者を決定します。

選定結果は、市ホームページにおいて公表するとともに、プレゼンテーション審査（第2次審査）を実施した受託候補者全員に通知します。

①実施日

令和4年10月11日（火）

書類審査（第1次審査）により選定された受託候補者へは別途、プレゼンテーション審査（第2次審査）の開始時間、場所等を通知します。

②プレゼンテーション審査（第2次審査）

企画提案書に基づくプレゼンテーション。

40分（説明30分、質疑応答10分程度）

③その他（留意事項）

説明者は本業務に配置予定の主担当者が実施するものとします。

また、出席者は業務責任者を含む3名以内とします。

- ・提出した企画提案書以外の資料を用いることは禁止します。
- ・企画提案書の資料等をスクリーンに投影してのプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等の必要機材を用意してください。（プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。）
- ・遅刻等により指定した時間にプレゼンテーションが実施できなかった場合の提案は無効とします。

へ 選定基準

企画提案等の審査を行うための評価項目および配点については、以下のとおりとします。なお、「(5)見積金額」を除く評価項目の得点の合計が、各段階の審査時の配点合計の6割を満たさない場合は、最低基準を満たさないものとして、最優先受託候補者として選定しません。

- ・書類審査（第1次審査）は（1）～（3）、（5）により評価します。
- ・プレゼンテーション審査（第2次審査）は（1）～（5）により評価します。

- (1) 受託候補者の技術力（配点：30点）
 - ①受託候補者の業務実績について評価
 - ②業務担当予定者の業務実績・適正（専門分野、資格取得状況）について評価
 - ③ワークショップ運営支援の実績について評価
- (2) 受託候補者の実施体制（配点：20点）
 - ①本業務に精通した部門を有し、かつ当該部門が主体的に業務を担当するかについて評価
 - ②本業務の業務実施体制（手持業務量についての評価を含む）について評価
- (3) 企画提案書の内容（配点：65点）
 - ① 本業務受託に当たっての基本的な考え方について評価
 - ② 本市の特色、課題に関する考え方について評価
 - ③ 業務工程の考え方について評価
 - ④ 仕様書内容の実施方策について評価
 - ⑤ 提案の実現性について評価
 - ⑥ 提案の独自性について評価
 - ⑦ 市民意見の集約に関する考え方及び具体的手法について評価
 - ⑧ ワークショップに関する考え方及び具体的手法について評価
 - ⑨ 独自の提案内容について評価
- (4) 表現能力（配点：20点）
 - ① 企画提案書のわかりやすさ・的確性について評価
 - ② プレゼンテーションによる説明内容について評価
 - ③ 企画提案書及びプレゼンテーションの内容から受注意欲について評価
- (5) 見積金額（配点：15点）

ト その他

- (1) プロポーザルに関する費用については、受託候補者の負担とさせていただきます。
- (2) 提出書類は、本業務の受託者選定以外に無断で使用しません。
ただし、透明性や公正を期すために公表する場合があります。
- (3) 提出書類については返却しません。
- (4) 最優先受託候補者選定後の契約締結は、本市が定めている随意契約の手続によるものとします。
- (5) 企画提案書に記載された項目は、契約締結時に仕様書に反映するものとします。
ただし本業務の目的達成のため必要な範囲において、本市と最優先受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとします。
そのため、最優先受託候補者選定の決定をもって、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではありません。
- (6) 審査の過程、内容等については一切お答えできません。